

(前号の続き)

令和4年10月14日、海外に住む日本人が国民審査に参加するための「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、11月11日に成立しました。国は、いったいどのような解決法を考えたのでしょうか？

法律案

提出された法律案では、以下のような改正を行うこととしました。(抜粋)

第十四条の見出しを「(投票用紙等の調製)」に改め、(中略)同条に次の三項を加える。(中略)
第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙(点字による審査の投票に用いるものを除く。以下この項において同じ。)には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならない。

第十六条の二の次に次の二条を加える。(中略)
第十六条の四(在外投票) 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項の規定による審査の投票(第二十二條第三項において「在外投票」という。)を行う場合には、第十五条第一項及び第十六条の規定にかかわらず、同法第四十九条の二第一項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで(第二十六条の規定によりその例によることとされる同項第一号の規定による審査の投票を行う場合(点字による審査の投票を行う場合に限り。))には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで、これを封筒に入れて同法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外公館の長(第五十二条第四項において「在外公館の長」という。)に提出し、又はこれを同法第四十九条第二項に規定する郵便等により送付しなければならない。

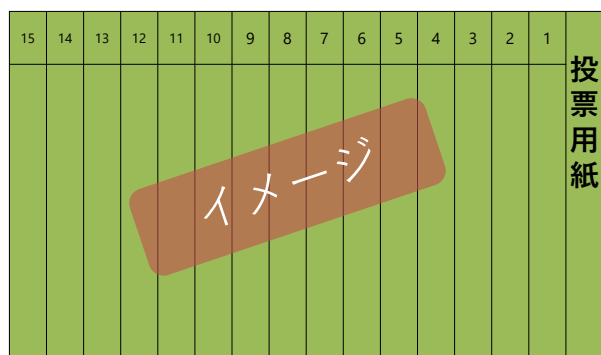
ちょっと難しいですね…”(-”-)” ざっくり読み解けば、

投票用紙には1~15の数字を印刷する。

辞めさせたい裁判官がいる場合、裁判官の氏名の順番が決まった後で、その順番に対応する数字の欄に「×」を書く。

※ 氏名の順番は、インターネットなどで確認してもらうことを想定しているようです。

新・投票用紙のイメージ (たぶん…)



この方法ならば！

投票用紙をあらかじめ印刷して、**早めに海外に住む日本人に送付**すれば、海外から日本に投票用紙を郵送してもらう時間を考慮しても、間に合うだろう、ということですね！ 画期的！

ちなみにこの方法は、**国内の日本人が投票する際には適用されない**ようです。(今までどおりのようです。)

今回は“違憲”というキーワードで、国民審査の法改正について考えてみました。

さて、違憲といえば、第26回参議院議員選挙に関する「1票の格差」を巡る訴訟が各地で起きており、各地の高等裁判所では、**違憲状態8件、違憲1件、合憲7件**と判断が分かれています。

今後、最高裁判所はどのような判断を下すのか、是非、ニュースなどをチェックしてみてください！